

藤枝市議会等に出頭する選挙人等の実費弁償に関する条例の一部を改正
する条例

藤枝市議会等に出頭する選挙人等の実費弁償に関する条例（昭和31年藤枝市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、同条第4号中「第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第5号中「第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第6号中「第8条第5項」を「第8条第6項」に改め、同条第7号中「第29条」を「第35条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。